電気通信事業者の業務の状況等に関するヒアリング調査の実施について

平成28年11月25日

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課

対象事業者·確認項目

● 以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

年次計画該当箇所	対象事業者	確認項目			
3-1 固定系通信 に関する電気通信 事業者の業務の状 況等の確認	NTT東日本·西日本	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い			
	卸先事業者(支配的な電気通信事業者を除く)	〇 競争阻害的な料金の設定等			
	卸先事業者(支配的な電気通信事業者に限る)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務			
3-2 移動系通信 に関する電気通信 事業者の業務の状 況等の確認	二種指定設備設置事業者	① 接続条件の内容等 ② 他の電気通信事業者が接続を円滑に行うために必要な情報に係る要望状況及びその対応状況 ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等			
	二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる 電気通信事業者	〇 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等			
	MVNO	〇 上記3-2①から③までに関する対応状況			
3-3 市場支配的 な電気通信事業者 に対する非対称規 制に関する業務の 状況等の確認	第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制 適用事業者	 (1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 (2) 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与 (3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉 (4) 特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対する不利な取扱い (5) 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督 (6) 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等 			
	第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制 適用事業者	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 ② 特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたものに対する不当に優先 的な取扱い・利益付与			
3-4 NTT東西に係 る公正競争要件の 確認	NTT東西	○ 活用業務について、NTT法に規定する地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な 競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認			

ヒアリング調査の進め方

実施手法

- 対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づき当該確認事項及びサービス提供に係る問題等についてヒアリングを実施。
- ヒアリング結果については、取りまとめの上、電気通信市場検証会議に報告。

実施スケジュール(想定)

	平成28年 11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月~5月
固定系通信 〇サービス卸関係			▶ ヒアリング結果 の整理			
固定系通信 〇非対称規制関係 〇活用業務関係	_	頃の送付・事前回答 日本・西日本、競争事 ヒアリングの実 (NTT東日本・社		▶ ヒアリング結果の整理社)		▶ 電気通信市場検証 会議に報告
移動系通信関係 〇接続制度·卸電 気通信役務関係 〇非対称規制関係		:	・事前回答(MVNO) ヒアリングの実施(MV 確認事項	(NO) の送付・事前回答(M ○ ヒアリングの	:	

(参考)基本方針·年次計画関連部分

電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針

- 2. 市場検証に関する基本的な考え方
- ③電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化
 - ▶ 事後規制の実効性を確保するためには、定期的・継続的に情報収集を行い、電気通信事業者の事業運営を確認し、業務の健全性や適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進していくことが重要。
 - ▶ 随時に実施してきたヒアリング等を充実させ、重点的に検証する事項(重点事項)を中心に定期的・継続的にヒアリング等を実施。
- 4. 検証プロセスの全体像
- 4.4 電気通信事業者の業務の適正性等の確認
 - ▶ 重点事項を中心に定期的・継続的にピアリングを実施。法令やガイドライン等の遵守状況を確認。
- 4.5 電気通信市場の検証
 - ▶ 上記4.4を踏まえ、電気通信市場の公正競争環境等に関して検証。特に、公正競争の促進の観点から、非対称規制を含む電気通信市場の競争機能の有効性や競争阻害要因等について検証を行う。

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成28年度)

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

重点事項を中心に、定期的・継続的にヒアリング等を実施し、法令やガイドライン等の遵守状況を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

- 3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認
 - ▶ NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、「サービス卸ガイドライン」の対応状況等について確認。卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取。
- 3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認
 - ➤ 二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人並びにMVNOに対し、卸電気通信役務の提供状況や改正電気通信事業法及び「MVNOガイドライン」により充実が図られた接続制度への対応状況について確認。MVNOに対しては、サービス提供に当たっての課題も聴取。
- 3-3 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認
 - ▶ 第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者(NTT東日本・西日本、NTTドコモ)に対し、禁止行為規制等の非対称規制に対する遵守状況等について確認。
- 3-4 NTT東西に係る公正競争要件の確認
 - ▶ NTT東西が提供する活用業務について、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認。